



〈平成 27 年 12 月 1 日～平成 28 年 1 月 31 日〉

年末・年始労働災害防止強化運動実施中！

# 安全衛生だより

平成 28 年 1 月号  
発行：古川労働基準監督署

あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします

## ストレスチェックの実施が義務になりました。

昨年 12 月より、労働者 50 人以上の事業場について、年 1 回のストレスチェックの実施が義務化されています。

この制度は、**労働者のストレスの程度を把握し、労働者自身のストレスへの気付きを促す**とともに、職場改善につなげ、働きやすい職場づくりを進めることによって、**労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止すること（一次予防）**を主な目的としたものです。

当制度については、健康診断のように健診機関等への申し込みを行えば済むというものではなく、また、労働災害防止対策のように、事業を遂行する上で想定される具体的な危険性・有害性に対して措置するものでもありません。そのため、多くの事業者の皆様にとっては、「何から、どうやっていけばいいのかわからない」、「着手しづらい」といったものではないかと思われまので、これから制度導入を検討される方々向けに、具体的な手順の一例について紹介いたします。

### ～ストレスチェック実施までの具体的な手順（例）～

#### 1. ストレスチェック制度担当者を決める。

- ・ ストレスチェック制度（構築）全般の責任者となる。
- ・ 衛生委員会等を経て決定するのが望ましい。

#### 2. 上記 1. の担当者がストレスチェック制度について理解を深める

[参考資料] **ストレスチェック制度実施マニュアル、実施規定(例)**（厚生労働省ホームページ掲載）

#### 3. ストレスチェック制度実施規定（案）を作成する

- ・ 厚生労働省ホームページに掲載している「実施規定（例）」を参考にする。
- ・ まずは衛生委員会等での検討のための「たたき台」として作成し、詳細まで定めなくともよい。

#### 4. 衛生委員会等において、上記 3. の実施規定（案）を検討、精査する。

- ・ 事業場の実態に合った規定とするための加除修正、**ストレスチェック実施予定時期（目標）**の検討を。

#### 5. 制度担当者等が、上記 4. で精査した実施規定（案）に沿って、調査票や調査方法、結果通知等、具体的な事項についての案を定める。

- ・ ストレスチェック実施者、実施事務従事者、面接指導実施者等を決定する。
- ・ 調査票は、「**職業性ストレス簡易調査票 5 7 項目**」（厚生労働省ホームページ掲載）を用いることが望ましい。
- ・ **ストレスチェック実施プログラム**\*（厚生労働省ホームページ掲載）を活用する。
- ・ 高ストレス者（面接指導対象者）の選定基準、通知方法、ストレスチェック結果の保存場所等を決定する。

#### 6. 衛生委員会等での調査審議による上記 5. を最終決定する。

#### 7. 実施主旨、規定等について、労働者へ周知する。

- ・ 特に労働者のプライバシーや個人情報の管理等については、十分な説明が必要。

#### 8. ストレスチェックを実施する。

※ストレスチェック実施プログラムとは・・・

ストレスチェックの受検、結果の出力、受検状況の管理、高ストレス者の判定等を簡便に実施できるプログラムのことです。厚生労働省ホームページからプログラムデータを入手できます。

**ストレスチェックは、本年 11 月 30 日までにすべての労働者に対して 1 回目の実施が必要であり、所定の様式（様式第 6 号の 2）による、監督署への報告も義務となっています。**

建設業の皆様へお知らせです。

## 規格を満たさない・製造者等の表示がないパイプサポートの流通が判明しました。

パイプサポートは、建設工事などでコンクリートを流し込んだ型わくを、コンクリートが固まるまで支えるための支柱です。

倒壊などを防ぐために、労働安全衛生法に基づく所要の規格\*を満たしていないものは、譲渡、貸与、設置をすることができません。

問題のパイプサポートは、写真のとおり、**受け板と台板に切り欠きがあるタイプの製品**で、規格で義務付けられている**製造者名や製造年などの表示がありません**。

なお、製造者と流通経路については現在調査中です。

### 《問題となっているパイプサポート》



(写真提供：一般社団法人仮設工業会)

このパイプサポートの一部について、一般社団法人仮設工業会において試験を行ったところ、規格で規定されている強度を満たさないものや、規格で規定されている腰管や差込み管の肉厚の値を満たさないものがあることが確認されました。

### 《満たしていない規格の内容》

1. パイプサポートの腰管、差込み管の肉厚が、規格で定める値（腰管 2.0mm 以上、差込み管 2.2mm 以上）を満たしていない。
2. 座屈に対する強度試験（ナイフエッジによる圧縮試験）による強度が、規格で定める値（26.0kN 以上）を満たしていない。

\*型わく支保工用のパイプサポート等の規格（昭和 56 年労働省告示第 101 号）

### パイプサポートを設置等される皆様へ

- (1) 労働安全衛生法に基づく規格で義務付けられている**製造者名、製造年等の表示がないものを譲渡、貸与、設置してはいけません**。
- (2) 製造者名、製造年等の表示がないパイプサポートは**本来、設置することはできません**が、仮に、現に設置してあるものがあれば、立入禁止区域を設ける、必要に応じて支保工の補強を講じる（補強のための作業の安全が確保されない場合は除く）などの措置をとってください。

### [労働災害発生状況]

	26年 確定	24年 12月末	25年 12月末	26年 12月末	27年 12月末		増減状況 対前年比	
	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	死傷(死亡)	構成比	死傷者数	増減率
全産業	269 (2)	319(2)	288(2)	240 (2)	231 (2)	100%	-9	-3.8%
製造業	52 (1)	78	87	48 (1)	56 (1)	24.2%	8	16.7%
建設業	36	61(1)	55	35	37 (1)	16.0%	2	5.7%
運輸交通業	51	44	36	46	36	15.6%	-10	-21.7%
商業	41	37	31(1)	32	34	14.7%	2	6.3%

労働者死傷病報告(休業4日以上)による



### 好事例募集中です！

～良いもの・好いものは共有しましょう～

本誌に掲載する事業場の好事例を募集しています。安全衛生活動における創意工夫などの取組状況を安全衛生課まで電話等でお寄せください。

発行：古川労働基準監督署 安全衛生課（本誌に対するご意見、苦情等があればご連絡ください。）

電話 0229-22-2112(代表) 〒989-6161 大崎市古川駅南 2-9-47

バックナンバーは  「宮城労働局 古川労働基準監督署からのお知らせ」で